

桑名本物力博覧会プログラムエントリー料に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、桑名本物力博覧会プログラム提供規約（以下「規約」という。）第3条の規定に基づき、必要な事項について定めます。

(エントリー料の額)

第2条 エントリー料の額は、1プログラムあたり10,000円とします。

(エントリー料の免除)

第3条 桑名ほんぱく事務局（以下「事務局」という。）は、次の各号に掲げるものがパートナーもしくは案内人（以下「パートナー等」という。）になる場合のエントリー料については、前条の規定にかかわらずエントリー料を免除するものとします。

(1) 桑名エリアマネジメント

(2) 桑名市役所

(3) 広告掲載金額の合計40,000円以上の額を支払った広告主が、1プログラムのパートナー等のスポンサーとなる場合。

2 同条第3項の支払いがあったとき、事務局はパートナー等にエントリー料免除決定通知書、又はエントリー料免除不承認決定通知書により通知するものとします。

(エントリー料の返金)

第4条 事務局は、規約第5条第3項の規定に基づきパートナーの企画した体験プログラムを中止にした場合、パートナーに速やかにエントリー料を返金します。

2 当該プログラムが、桑名ほんぱく公式ガイドブックに掲載された後に、パートナーが申し出て中止とする場合は返金できないものとします。

(納入方法)

第5条 プログラム提供者は、エントリー料の請求があった日から30日以内に、事務局が指定する口座へお振込みください。